

JIS

船舶及び海洋技術－パイロットラダー－ 第1部：設計及び仕様

JIS F 2615-1 : 2025

(JSTRA)

令和7年10月25日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：令和 7.10.25

官 報 掲 載 日：令和 7.10.27

原 案 作 成 者：一般財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 大阪ガス都市開発赤坂ビル TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 材料	2
5 構造	3
6 試験及び検査	11
7 製品の呼び方	13
8 表示	13
9 製品試験及び検査	14
10 保守	14
附属書 A (規定) 製品試験及び検査	16
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	17
解 説	19

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会 (JSTRA) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS F 2615:2006** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

船舶及び海洋技術—パイロットラダー—

第 1 部：設計及び仕様

Ships and marine technology—Pilot ladders— Part 1: Design and specification

序文

この規格は、2019 年に第 1 版として発行された ISO 799-1 を基とし、日本国内で実績がある材料を JIS として追加することを考慮したため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

この規格は、パイロットラダーに関する既存の国際海事機関（IMO）の基準を補足することを目的とする。IMO の規制には、型式承認のためのパイロットラダーの型式試験に関する特定の要求事項が含まれていない。このため、この規格に含まれる試験は、既存の IMO 規則の追加の要求事項となるものである。IMO の規制及びこの規格の規定による性能要求事項にパイロットラダーが適合することを保証する手段を提供するため、これらの試験条件を含めることが必要である。

この規格は、SOLAS に準拠したパイロットラダーを独立して承認するために使用可能である。この場合、認可は SOLAS 締約国から発行されなければならない。

注記 ISO 799-1:2019 は、IMO の第 106 回海上安全委員会（MSC106）での合意によって、海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS）第 V 章第 23 規則 2.3 に引用され脚注が付けられている。

1 適用範囲

この規格は、パイロットが船体の垂直部分に対して安全に乗下船するために装備するパイロットラダーに対する要求事項について規定する。この規格は、航海中にパイロットが乗下船する船舶に適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 799-1:2019, Ships and marine technology—Pilot ladders—Part 1: Design and specification (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）